

お客様各位

平成28年9月1日
株式会社 ナフコ



「ナフコチェーン共通商品券」 払戻しのご案内

平素は「ナフコチェーン共通商品券」をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。
この度、平成28年8月31日をもって、ナフコチェーン加盟店全店でのナフコチェーン共通商品券の利用を終了致しました。

これに伴ってお客様がお持ちの「ナフコチェーン共通商品券」について

**平成28年9月1日から
平成28年11月30日まで**の間、

「資金決済に関する法律第20条第1項」および「前払式支払手段に関する内閣府令第41条」の規定に基づき、払戻しを行うこととなりますのでお知らせいたします。

これまでナフコ商品券をご利用いただき誠にありがとうございました。

〈対象となる商品券の名称及び券額面〉

ナフコチェーン共通商品券：500円券と1000円券



払戻しを行う前払式支払手段の発行者：株式会社 ナフコ

お申し出・
払戻し期間

平成28年9月1日(木)～平成28年11月30日(水)
受付時間：午前10時～午後4時まで(土・日・祝日を除く)

※この期間にお申し出がない場合は、払戻し手続きから除外されますので十分ご注意ください。

お申し出・
払戻し方法

持参の場合

上記期間内に未使用の「ナフコチェーン共通商品券」を株式会社ナフコまでご持参下さい。
その場で現金で全額払戻しいたします。

郵便の場合

郵送による申し出も受けれますので、上記期間までにご住所・お名前・お電話番号・お振込銀行口座及び名義を明記したメモを同封の上、未使用の「ナフコチェーン共通商品券」を株式会社ナフコへ簡易書留郵便にてご郵送いただきます。後日、額面額にご負担いただいた郵便代金を加えた金額をご指定の銀行口座へ振込にて払戻いたします。

※銀行振込手数料は株式会社ナフコが負担します。 ※平成28年11月30日(水)当日消印有効です。

お問い合わせ先

株式会社 ナフコ
〒456-0072 名古屋市熱田区川並町4-25

TEL ▶052-682-3428

FAX ▶052-682-5422